

令和8年度 新潟県再生可能エネルギー設備導入促進事業補助金 Q & A

事業内容

Q 1 国や市町村など、他の補助金と重複して受給することはできますか。

A 1 国及び市町村の補助金と本事業の補助金は、重複して受給することができます。ただし、新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）の別の補助金と重複受給はできません。

Q 2 補助事業の完了日の考え方を教えてください。

A 2 以下の項目が終了した時点で補助事業が完了となります。

- ・設置工事の完了
- ・システムの試運転の完了（検収完了）
- ・補助金の対象経費の全額支出完了

対象設備

Q 3 交付要綱の別表1の風力発電の要件「1地点当たりの合計出力」の考え方を教えてください。

A 3 電力会社等との責任分解点を1地点とし、合計出力以上になるよう単機又は複数の発電設備を設置してください。

なお、合計出力以上の発電設備を設置する場合、地点数は問いません。

Q 4 蓄電池のみが補助対象になる場合はどういときですか。

A 4 太陽光発電設備とともに蓄電池を設置する場合、蓄電池のみが補助対象になります。この場合、補助率3分の1、限度額146万円になります。

風力発電の場合は、蓄電池を含めて補助率4分の1、限度額800万円、風力発電以外の場合は、蓄電池を含めて補助率3分の1、限度額500万円になります。

Q 5 複数の再生可能エネルギー発電設備を組み合わせることはできますか。

A 5 組み合わせは自由です。

ただし、発電設備の合計出力は、10kW 以上としてください。

Q 6 既に固定価格買取制度（FIT）の設備認定を受けた太陽光発電設備を導入していますが、新たに自家消費する発電設備を設置する場合、対象となりますか。

A 6 新たに導入する設備は、対象です。

Q 7 親会社に設置している再生可能エネルギー発電設備を、子会社に移設し、子会社が自家消費する場合、対象になりますか。また、住居施設等と接続されており、住居施設等で自家消費する場合、対象になりますか。

A 7 対象外です。

Q 8 余剰電力の売電はできますか。

A 8 余剰電力の売電を行う設備は、本事業の対象外です。

設計において、蓄電池設備や余剰電力が発生しそうな場合に発電機を停止するシステムを設置する等、余剰電力が発生させないよう設備検討を行なってください。

Q 9 再生可能エネルギー熱利用設備の補助対象範囲を教えてください。

A 9 再生可能エネルギー熱利用設備の対象範囲は、熱利用設備の機能を有効に利用するため、必要かつ最小限の設備を対象とします。

詳細については、システム構成図や施工方法等事業概要等を、担当まで送付の上、相談してください。

対象経費

Q 10 各種計測機器は、対象経費の対象になりますか。

A 10 再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備や蓄電設備の運転、管理に必要な計測機器は、対象経費の対象とします。

ただし、明らかに運転管理に必要ない計測機器や保守・点検に使用する計測機器等は対象外とします。

Q 11 対象経費に電力会社の工事費負担金を含まない理由は何ですか。

A 11 本事業は、自家消費を目的としていることから、電力会社の設備増強は不要と考えています。

交付申請

Q12 再生可能エネルギー熱利用設備の申請において、申請書の別紙1-2 4 熱利用施設(2)の区域、用途には何を記載したら良いでしょうか。

A12 区域は、再生可能エネルギー熱利用設備から熱を供給する部屋や敷地等の場所を、用途は、融雪や給湯等、熱を利用する目的を指します。

例えば、事業所、工場全体の空調に再生可能エネルギー熱を利用する場合は、空調と記載してください。また、事業所、工場のある特定の部屋の空調について、再生可能エネルギー熱を利用する場合は、その部屋を記載してください。

Q13 再生可能エネルギー熱利用設備の申請において、申請書の別紙1-2 4 熱利用施設(4)年間熱使用量について、新たな区域・用途に熱を供給する場合、使用量をどのように算定したら良いのですか。

A13 新たな区域・用途に供給が必要な場合は、対象の区域又は用途において、必要な年間熱使用量を算定し、記載してください。

例えば、給湯の場合は、必要な給湯量を算出し、年間熱使用量を算定してください。また、融雪の場合は、平均積雪量等から融雪に必要な熱量を算出し、年間熱使用量を算定してください。

Q14 申請書の別紙1-1、1-2「6再生可能エネルギー等設備の導入に関する計画」を記載することになっていますが、何に使用するのですか。

A14 本内容については、今後の本事業の拡充又は新たな事業への活用を考えています。事業実施の有無に関わらず、可能な限り予定を記載してください。

Q15 交付申請書を2件以上提出することは可能ですか。

A15 1事業者、1件としてください。また、発電設備と熱利用設備はそれぞれ1件として扱いますので、同時に提出することはできません。

Q16 書類を電子メールで提出することは可能ですか。

A16 可能です。

Q17 事業終了後、当初の予定より事業費が大きくなってしまった場合はどうなりますか。

A17 当初の予定より事業費が大きくなってしまった場合でも、交付決定額を超える補助金の交付はできません。

交付決定

Q18 予算を超える申請があった場合は、どのように補助事業を決定しますか。

A18 以下のとおり2段階で審査を行い、補助事業を決定します。

【第1段階】

公募要領3対象設備(1)設備条件の表に示す(1)～(10)の設備の種類ごとに、交付申請書の内容から事業の実効性及び事業内容を評価し、二酸化炭素削減効果の高い順に順位付けを行います。

【第2段階】

第1段階で順位付けされた各設備の第1位の事業から順に、同一順位の事業ごとに二酸化炭素削減効果を比較し、その効果の高い順から採択します。(※イメージは別添のとおりです)。

なお、いずれの段階においても、二酸化炭素削減効果が同じ場合は、「パートナーシップ構築宣言」を行っている申請者の事業を優先します。

Q19 上記のように2段階で審査を行う理由は何ですか。

A19 多様な資源を活用して再生可能エネルギーの導入を促進する観点から、幅広い設備の導入を支援するため、2段階での審査を行うものです。

Q20 「パートナーシップ構築宣言」とは何ですか。

A20 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。詳しくは以下のホームページをご確認ください。

URL : <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

Q21 「パートナーシップ構築宣言」の有無はどのように判断しますか

A21 交付申請書の提出期限（令和8年6月12日（金））までに「パートナーシップ構築宣言」の写しが提出されているか否かで判断します。

そのため、「パートナーシップ構築宣言」を行っている場合は、必ず交付申請書と一緒に「パートナーシップ構築宣言」の写しを提出してください。

Q22 対象設備導入による二酸化炭素削減効果の高さとは、どのような指標で評価されますか。

A22 申請時に提出していただく補助事業の実施計画書から、補助事業に係る対象設備等による発電または熱供給により削減が見込まれる電力量等から二酸化炭素の削減効果を評価します。

定期報告

Q23 定期報告書は、いつまで提出するのですか。

A23 定期報告書は、事業を完了した翌年度から3年間提出が必要になります。

1年度毎に定期報告書を作成し、翌年度の4月30日までに提出してください。

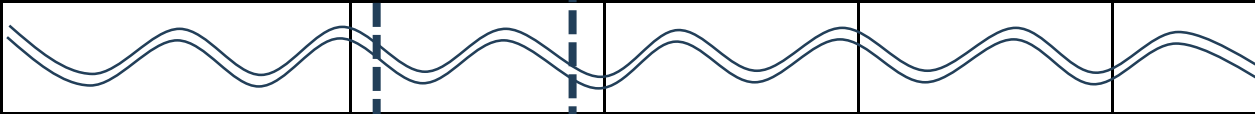
Q24 定期報告書は、何に使うのですか。

A24 定期報告書の内容は、再生可能エネルギーを自家消費する県内事業者の取組として、HPで紹介します。

Q25 定期報告書の内容は、そのまま公表するのですか。

A25 県が公表する内容を整理し、事業者と協議した上で、公表します。

【QA18】補助事業決定のイメージ図

設備の種類	申請			
(1) 風力発電 ①	(1)-1位	(1)-2位	(1)-3位	...
(2) バイオマス発電	(2)-1位	(2)-2位	(3)-3位	...
				
(10) バイオマス熱利用	(10)-1位	(10)-2位	(10)-3位	...

【第1段階】

公募要領3対象設備(1)設備条件の表に示す(1)～(10)の設備の種類ごとに、交付申請書の内容から事業の実効性及び事業内容を評価し、二酸化炭素削減効果の高い順に順位付けを行います。

【第2段階】

第1段階で順位付けされた各設備の第1位の事業から順に、同一順位の事業ごとに二酸化炭素削減効果を比較し、その効果の高い順から採択します。

【例】(2)-1位→(1)-1位→(10)-1位…(1)-2位→(10)-2位→(2)-2位…

※いずれの段階においても、二酸化炭素削減効果が同様であれば、「パートナーシップ構築宣言」を行っている申請者の事業を優先します。